

薬物乱用防止について

薬物乱用が子どもたちにも広がっています

若者の薬物乱用の背景には、シンナーや覚せい剤、大麻などの薬物が簡単に手に入るようになってきていること、「一度くらいなら害はない」「個人の自由だ」という薬物乱用の危険性に対する誤解や罪悪感の希薄化があるとされています。

最近では、「合法ドラッグ」などと称し、「合法ハーブ」「お香」「アロマオイル」「アロマリキッド」「バスソルト」など危険ではないように偽装した薬物が広く売られています。

「合法ドラッグ」などというものはありません。どれも、子どもたちの精神・身体に重大な危害を及ぼす恐れのある大変危険な薬物です。

子どもを薬物乱用の魔の手から守るのは、大人の責任

周りの環境や友人からの影響を受けやすい子どもたちを、薬物乱用の魔の手から守るには、家庭での親子のコミュニケーションが何よりも重要です。日頃から「ダメ。ゼッタイ。」を合い言葉に、薬物乱用の怖さを教え、危険な誘惑に乗らないように注意してください。また「うちの子に限って…」と思わず、お子さんの様子に薬物使用の兆候がないか、気を付けてください。

薬物乱用を予防するために大切なことは断る勇気をもたせること

薬物に手を出させないための8カ条

- 1 こどもの思春期特有の心と体の変化について理解しましょう
- 2 毎日、家族の会話を大切にしましょう
- 3 こどもの話には常に耳を傾けましょう
- 4 友情をつちかい、仲間からの悪い誘いを拒否できる勇気を育てましょう
- 5 こどもが家族や学校の先生にいつでも相談できるようにしておきましょう
- 6 こども自身で、健全な決断ができるように育てましょう
- 7 家族そろってのコミュニケーションの場を大切にしましょう
- 8 こどもの様子がおかしいと気になったらすぐに、相談窓口へ相談しましょう

相談先：財団法人埼玉県暴力追放・薬物防止センター

048-822-4970

埼玉県立精神保健福祉センター 048-723-1111

参考：厚生労働省薬物乱用防止保護者向け資料